

令和5年第5回

栄町農業委員会総会議事録

栄町農業委員会

1 開催日時 令和5年5月11日(木) 午後3時00分から午後3時15分

2 開催場所 栄町役場庁舎5階大会議室

3 出席委員(8名)

会 長	8番	宮本 敏郎
会長職務代理者	7番	朝倉 友子
委 員	1番	増田 榮
	2番	鈴木 憲司
	3番	長崎 光男
	4番	野村 斗士夫
	5番	長谷川 貴子
	6番	岩井 秀喜

4 欠席委員 なし

5 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 会議書記の指名

第3 議事

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見について

報告第1号 農地法第5条許可に伴う工事完了報告と転用事実確認証明  
願について

そ の 他

6 出席職員

農業委員会事務局長 大野 茂夫

農業委員会事務局次長 森田 勲

農業委員会事務局主査 青木 秀直

7 農地利用最適化推進委員(5名)

日暮 秀男 岩竹 一哉 岩田 公夫 湯淺 光修 齊藤 博之

---

◎開会

午後3時00分開会

○事務局長（大野茂夫）

はじめさせていただきます。起立、礼。

○議長（宮本敏郎）

ただ今より、令和5年第5回栄町農業委員会総会を開会します。本日は委員8名中8名出席ですので、農業委員会等に関する法律第27条第3項により、総会は成立しております。

---

◎議事録署名委員の指名

○議長（宮本敏郎）

議事日程第1の議事録署名委員の指名ですが、私から指名させていただいて異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

○議長（宮本敏郎）

それでは、7番朝倉友子委員、1番増田榮委員をお願いします。

---

◎会議書記の指名

○議長（宮本敏郎）

議事日程第2の会議書記の指名を行います。本日の会議書記には、農業委員会事務局職員の森田氏と青木氏を指名します。

---

○議長（宮本敏郎）

それでは議事に入ります。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、を議題とし、整理番号1について、事務局の説明を求めます。

○事務局長（大野茂夫）

それでは、1ページ 議案第1号 整理番号1について、ご説明させていただきます。

場所については、2ページをご覧ください。

農地の所在は、脇川字上加輪、地目は登記簿が田、現況は畑、面積は449㎡他3筆で、合計1,028㎡です。

譲渡人・譲受人・経営面積は記載のとおりです。

本件は、農地の贈与により所有権移転を目的として、農地法第3条の許可申請をしたものです。

譲受人の労力総数は1人、申請事由は、譲渡人が高齢のため、無償で農地を譲る、譲受人は従前から管理をしていた農地の取得になります。

それでは、農地法第3条第2項各号の審査基準に適合するかどうか検討した結果をご説明いたします。

まず、耕作の事業に必要な機械の所有状況、農業に従事する者の数等から、同項第1号の全部効率利用要件及び、同項第4号の農作業常時従事要件は問題ないと思われ  
ます。

次に、譲受人は法人ではなく、また信託行為ではないので、同項第2号の法人要件  
及び第3号の信託の禁止は該当いたしません。

次に、申請地は譲渡人の自作地なので、同項第5号の転貸等の禁止は該当いたしま  
せん。

最後に、同項第6号の地域との調和要件ですが、申請地は畑で、譲受人は許可後、  
露地野菜を作付けする計画であり、問題はないと思われ  
ます。

以上で説明とさせていただきます。

○議長（宮本敏郎）

続いて、現地調査を行っておりますので、その結果を報告願います。

○7番（朝倉友子）

申請された農地について、現地を確認したところ、申請地は適正に管理されてお  
りました。特に問題はないと思われ  
ます。以上です。

○議長（宮本敏郎）

続いて、農地利用最適化推進委員の齋藤さんから、ご発言がありましたら願  
い  
します。

○農地利用最適化推進委員（齋藤博之）

特に問題はありません。

○議長（宮本敏郎）

説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。発言のある方は挙手を願  
い  
ます。

（挙手なし）

○議長（宮本敏郎）

発言がないようですので、以上で質疑を打ち切り採決します。

議案第1号整理番号1を原案のとおり許可することに賛成の方の挙手を求め  
ま  
す。

（賛成者挙手）

○議長（宮本敏郎）

挙手全員、よって、議案第1号整理番号1については、許可することに決定しま  
し  
た。

---

○議長（宮本敏郎）

次に、議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見について、を  
議  
題とし、整理番号1について、事務局の説明を求め  
ま  
す。

○事務局長（大野茂夫）

それでは、3ページ 議案第2号 整理番号1について、ご説明させていただきます。

場所については4ページをご覧ください。

農地の所在は、安食字前新田、地目は登記簿・現況共に田、面積は327㎡他1筆で合計971㎡です。

譲渡人、譲受人は記載のとおりです。

本件は、農地の転用を伴う所有権移転を目的として、農地法第5条の許可を申請したものです。

転用事由は太陽光発電施設パネル168枚を設置するものです。

それでは、農地法第5条第2項各号の審査基準に適合するかどうか検討した結果をご説明いたします。

まず、申請地の立地基準上の区分ですが、申請地は農振農用地及び第1種農地ではありません。

現地は、JR安食駅から概ね400メートルに位置し、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地に該当すると判断いたします。

第2種農地の場合、申請地に代えて他の土地を供することで、事業の目的を達成できる時は許可しないとされていますが、他に代替できる適当な土地が無いとのことなので問題ないと考えます。

次に、一般基準ですが、同項第3号の申請目的実現の確実性は、申請書に添付されている事業計画書、残高証明書等から問題はないと思われま

す。次に、同項第4号の周辺農地への支障ですが、隣接農地所有者には説明をしてお

り、意見は特にないとのことです。また、埋立ては行わず整地を施し、雨水については敷地内に浸透させる計画となっており、申請地の周囲にはフェンスを設置し、パネルの角度が10度と小さく、高さも1.3mから0.9m程度と計画していることから、周辺への影響は及ぼさないと判断いたします。

次に、同項第5号及び同項第6号については一時転用ではないため該当いたしません。

最後に今回の申請は農地を採草放牧地に転用するものではないので、同項第7号には該当いたしません。

以上で説明とさせていただきます。

○議長（宮本敏郎）

続いて、現地調査を行っておりますので、その結果を報告願います。

○2番（鈴木憲司）

申請地は、安食駅から近く住宅街に隣接した場所にあり、申請地の現況は、昨年、稲を無刈り取ったままの状態でした。

また、周辺農地への影響については、特に問題はないと思われま

○議長（宮本敏郎）

続いて、農地利用最適化推進委員の日暮さんから、ご発言がありましたらお願いします。

○農地利用最適化推進委員（日暮秀男）

特に問題はないと思われます。

○議長（宮本敏郎）

説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。発言のある方は挙手を願います。

（挙手なし）

○議長（宮本敏郎）

発言がないようですので、以上で質疑を打ち切り採決します。

議案第2号整理番号1を原案のとおり許可することに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（宮本敏郎）

挙手全員、よって、議案第2号整理番号1については、許可相当の意見を付して進達することに決定しました。

---

○議長（宮本敏郎）

次に、報告第1号 農地法第5条許可に伴う工事完了報告と転用事実確認証明願いについて、事務局の説明を求めます。

○事務局長（大野茂夫）

それでは、5ページ 報告第1号についてご説明させていただきます。

場所につきましては、6ページと7もページをご覧ください。

整理番号1 申請地は、安食字十五町歩、地目は登記簿が田、現況が畑、面積は66㎡他3筆で、合計347㎡です。

転用目的は、分家住宅の建設になります。

本件は、現在の登記所有者である申請人より工事完了報告書及び転用事実確認証明願の提出があり、栄町農業委員会事務局規定第6条第14号の規定により、令和5年4月26日に現地を確認し、あわせて転用事実確認証明書を交付したものでございます。

以上で説明とさせていただきます。

○議長（宮本敏郎）

この案件は、報告だけで採決はしませんが、何か質問がありましたら挙手をお願いします。

（挙手なし）

○議長（宮本敏郎）

発言がないようですので、以上で報告第1号を終わります。

---

○議長（宮本敏郎）

以上で本日の議案の審議はすべて終了しました。その他の件について、委員からご発言があれば挙手をお願いします。

（挙手なし）

○議長（宮本敏郎）

よろしいですか、それでは以上をもちまして令和5年第5回総会を閉会します。

○事務局長（大野茂夫）

起立、礼。お疲れ様でした。

---

午後3時15分閉会